

参議院法務委員会會議録第十二号

昭和三十九年三月十七日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

三月十二日

高橋 衛君

補欠選任

三月十三日

源田 実君

補欠選任

高橋 衛君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

中山 福藏君

理事

後藤 義隆君

委員

植木 光教君

鈴木 一司君

田中 啓一君

坪山 徳弥君

亀田 得治君

中村 順造君

岩間 正男君

山高しげり君

賀屋 興宣君

政府委員

法務大臣官房司 津田 実君

法務大臣官房司 津田 実君

法務省民事局長 平賀 健太君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 寺田 治郎君

総局総務局長

寺田 治郎君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日の会議に付した案件

○民事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

民事訴訟法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。賀屋法務大臣。

○国務大臣(賀屋興宣君) ただいま議題となりました民事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、手形金または小切手金等の支払いを求める訴訟の迅速な処理とその判決の執行力の強化等をはかり、それによって手形及び小切手の信用を高めるため、民事訴訟法に所要の改正を加えようとするものであるとあります。

次に、この法律案の要点を申し上げますと、

第一点は、手形金及びこれに付帯する年六分の割合の遅延損害金の請求を目的とする訴えについて、手形訴訟という特別の手続を認めたこととあります。

す。手形金の請求は、手形の法律上の性格にかんがみても、また、その経済取引上の機能にかんがみても、正当に手形の振り出し等がなされた以上、迅速に決済されるべきものでありますので、訴訟及び強制執行の面におきましては特別の取り扱いをする必要があらわれます。

そのため、第一に、手形金の支払いの請求を目的とする訴えは、手形の支払地の裁判所にも提起することができるようのものであります。第二に、原告が手形金等の請求について手形訴訟による審理裁判を求めたときは、その証拠調を証拠に制限し、文書の真否または手形の呈示に関する事実についてのみ当事者尋問を許すものとしております。

第三に、手形訴訟において原告の請求の当否について判決に対しては、敗訴の当事者から一定の期間内に異議を申し立てることができるようのものであります。また、その場合、裁判所は、通常の手続により引き続き原告の請求の当否につき審理をした上、手形訴訟の判決を認可または取り消すべきものとしております。

第二点は、小切手金及びこれに付帯する年六分の割合の遅延損害金の請求を目的とする訴えについて、ただいま申し述べました手形訴訟と同様の小切手訴訟により処理すべきものとしたこととあります。

第三点は、手形金及び小切手金等の請求に関する原告勝訴の判決につきましては、裁判所は、職権で仮執行の宣言を付すべきものとしたこととあります。

また、その判決に対し控訴の提起または異議の申し立てがあった場合において、強制執行の停止を命ずることができるようのは、原判決の取消変更の原因となるべき事情について疎明があったときに限るものとしたこととあります。

第四点は、手形金または小切手金等の支払いを求める督促手続につきましては、支払い命令に対し異議の申し立てがあった場合において、手形訴訟または小切手訴訟による審理裁判を行なうことができるようのものであります。

さらに、督促手続の管轄裁判所につきまして、また、仮執行宣言付の支払い命令に対し異議の申し立てがあった場合における強制執行の停止につきましても、手形訴訟と同様としたこととあります。

第五点は、この法律は、昭和四十年一月一日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、民事訴訟用印紙法について所要の整理をすることとしております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されるよう希望いたします。

○委員長(中山福藏君) 以上で提案理由の説明は終わりましたが、本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(中山福藏君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員

定員法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。――それでは、私のほうから一応下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、簡単に御尋ねしておきたいと存じます。

それは、「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する」云々と書いてありますが、この下級裁判所の設立をやりになるには、交通関係とか、あるいは地勢の関係とか、人口の数とか、それから事件数とか、いろいろの原因に基づいて設立と管轄区域をおきめになると考えられますが、そういう点について、ひとつお所見を承っておきたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 下級裁判所の設立及び管轄区域の定め方につきましては、ただいま御審議をいただいておりますところの下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律によって定められることになっておるわけでござい

ます。この法律によりましては高等裁判所以下の裁判所の設立を定めておるのでございまして、高等裁判所及び地方裁判所につきましては、大体裁判所法施行当時に設立されたという形におきまして設立されておるというところは御承知のとおりでございますが、全国に八高等裁判所、四十九の地方裁判所が設けられておるわけでござい

ます。おおよそ従来一府県に一つ裁判所

がございしますが、北海道におきましては四つ設けられておる、こういうことになっておるわけでございます。

そのもとにおきましてさらに簡易裁判所が設立されておるわけでございます。で、簡易裁判所につきましては、裁判所法施行当初設立されたものが大部分でございまして、その後若干設立されたものもございしますが、それはほとんど予定されておったものというところになるわけでございます。現在五百七十カ所に設置されておるわけでございます。その設立当初のいきさつにつきましては、現在必ずしもはっきりいたしておらない点もあるわけでございますが、大体におきまして、当時ございましてところの警察署二署につき一つというふうなことを標準にいたしまして、そのほか、地理、あるいは交通の状況、あるいは人口の状況、事件数というふうなものをにらみ合わせてこれらの数が定められたものでございします。しかしながら、裁判所法施行以来十数年を経過いたしております。今日におきましては、交通の状況、人口の移動等がかなり著しく変動いたしました結果、現在の簡易裁判所そのものの設立状態が、人口、事件数、あるいは地理状況等に必ずしも合致していない面もあると考えられるわけでございます。まして、法務省におきましては鋭意これらの点につきましては調査検討をいたしておるわけでございます。もともと、簡易裁判所につきましては、これをもう少しその設立当初からの状態と——つまり、交通の便利が著しく変化してまいりまして、すなわち著しく便利になった個所もありまして、必ずしも現在の五百七十カ所を維持す

る必要がないのではないかとという意見もかなりございします。ことに、弁護士会の方面におきましては、御承知のとおり、弁護士の数が必ずしも十分でありませんので、こういうふうな裁判所の分散配置されておるということには必ずしも弁護士活動に便利ではないというふうな点も主張されているようでございまして、したがって、これらの裁判所の有効な設置という意味におきまして再配置というふうなことを考へる時期に到達しているというふうな考へておりますので、鋭意調査検討いたしております。最高裁判所とも連絡いたしましてその間の調査をはかっているわけでございますが、まだ現在のその成案を得ているわけではございません。

なお、簡易裁判所の設立そのものにつきましては、地元住民の方々の利害にも非常に影響があるわけでございます。その点につきましては、十分考慮を払う必要があることはもちろんでありますので、そういう点もあわせて検討いたしたいというふうな考へておる次第でございます。

○委員長(中山福蔵君) さらにお尋ねしておきたいと思ひますが、これは「別表第四表所在地の欄中「北海道雨龍郡深川町」を「深川市」に改める」とか、いろいろな名称の変更なんかあるようですが、これは、なんでございしますか、交通の便、不便ということが一つの要素になつておるよう思ふんですが、このごろは、御承知のとおり、人口の移動、いわゆる工業地帯というものの対する人口の移動というものが相当あるわけですが、その人口の移動の関係というふうなこともやはり考慮

に入れてお考えになつたんですが、しかし、人口がいかに多くても、事件があまり——人心というものが安定しており、また、経済的な関係から、裁判の数が少ないというふうな点も多々あるだろうと思ふんですが、いわゆる生活の不安、安定というものが影響すると思ふんですが、そういう事件の数のつきましては、そういう点にも一応考慮を払われておきめになつたわけでございます。よろしく、ちよつとその点もお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 御承知のとおり、全国に五百七十カ所配置いたしたすというところになりますと、大体従来から全国のおもなところと申しますか、かなり普遍的に設けられるというふうなところになつておりますので、人口の移動そのものによりまして直接その位置を変えなければならぬという事態は必ずしもはつきり起こつてこないわけでございます。ただ、一つの簡易裁判所が著しく繁忙になり、一つの簡易裁判所はさまでないというところはあるわけでございますが、そういうものにつきましては、裁判官あるいは職員の配置等によつて適当に調整を加えて事務を処理するというようなことでまかなひ得るわけでございます。人口の増加、事件数の増加によりまして裁判所の位置そのものを変えなければならぬというふうなふうに考へたケースは非常にまれでございます。

○委員長(中山福蔵君) それからちよつとこれに関連してお尋ねしておきたいんですが、このごろ、簡易裁判所、こういう名前を下級裁判所がおつけないでございすね。で、簡易裁判所とい

う呼称というものが、いかにも事件が簡単に短時間に処理し得られるというふうな感じを一般国民が受けているわけでございますが、しかし、事件というものは、その人の環境によつて、こちらが簡単だと思ひまして、また下級なものだと思ひまして、訴訟を提起するその人にとっては非常に大きな財産であり、非常に重要な問題であるという感じを個人々々が持つておると私考へるのですが、この簡易という名前ですね、これはもとは裁判所と言つたのと同じような意味だろうと思ふのですけれども、この簡易という呼称を、事件を提起するような方々の心に大さづばに取り扱ふような名称に關することを考へてなつたことではないのですか。

○政府委員(津田実君) 簡易裁判所の名称につきましては、裁判所法立案當時いろいろ問題になつたように記憶いたしております。もちろん事件を手軽に扱つてしまふというふうな意味の簡易ではないのでありまして、簡易というのは、先ほど申し上げました全国の五百数十カ所というふうな地方に設立をいたしまして、関係住民の方々がやすく利用できるという意味の、非常に民衆に親しみのある裁判所という意味をあらわす意味でつけたというふうな私どもは聞いておるのであります。が、必ずしもその資料ははつきりいたしませんけれども、とにかく手続を簡単にしてしまふという意味ではなかつたことはもちろんでございます。まあその当時もいろいろ議論がありまして、あるいは、従来の区裁判所と性格は違ふのでありますが、区裁判所とい

う名称がいいのではないかとというふうな意見もあつたようでございすけれども、結局簡易裁判所というふうな名前前に當時なつたわけでございます。その後、これを改めるかどうかという問題は、一応その当時それで解決をしたということでございまして、まあ最初は何かなじめないような名前であつたわけでありませうけれども、今日でいへば地元の方々にもかなりなじみができてきた名前ではないかというふうな考へておりますが、確かに御承知のとおり、名前そのものは必ずしも絶対にいい名前であるというふうには言えないのではないかとこのように考へております。

○委員長(中山福蔵君) 御承知のとおり、今度民事訴訟法の一部改正法律案が出ておりますが、これには小切手並びに手形についての改正があるわけですね。これはもとに復元するわけですね、ある意味においては、だから、簡易なんかというところは、日本のような零細な資産しか持たないという人が大部分を占めているところにおきましては、その零細な財産を持つておる人が非常に珍重がっているところの自分の財産に關するいわゆる権利関係を確立するということの意味の裁判であるとすれば、この簡易という名前が、いかにもおれなんかの訴えることは簡易にやられるのだというように、まあなんですね、法律知識の一般に普及してない今日におきましては考へるのじやないか。だから、いま申し上げましたとおり、小切手あるいは手形の訴訟を復元する、復活するということになりまして、やはりこの名称というものの復活していいんじゃないかという考へを

○政府委員（津田実君） 確かに、仰せのとおり、文字そのものは必ずしもいい名前というふうにはまあ私も考えないわけでございますが、もし非常に万人の首肯するような適当な名前ができれば、あるいは変えるほうがいいのではないかというふうに考えておりますが、ただいまのところ、全く万人が首肯するような名前というものが何であるかということが必ずしも私どもで浮かばないわけでございますので、このままになっておるわけでございますが、御趣旨は十分検討いたしたいと思ひます。

○委員長(中山福藏君) それから最後にもう一つお尋ねしておきたいのですけれども、今度いろいろと下級裁判所の管轄区域や設立に關してずっと場所的な事柄が述べてありますが、大體人口をもとにして設立されたりあるいは併合されたり、簡易裁判所にする場所と、交通の便、不便によって設立及び管轄区域の変更というものが出たところと、いろいろあるだろうと思います。が、種類は幾らくらいございますか。今度こういうふうに変更設立をされた原因になった種類ですね。

○政府委員(津田実君) ただいまのお尋ねの点でございますが、これは提案理由説明にもございますとおり、実質的に管轄区域を変更いたしておるのは、たった一方所でございます。もちろん簡易裁判所を新たに設立したものはございませぬし、簡易裁判所そのもの

たつた一つ管轄区域の変更があると申しましたのは、この法律案に出ておられますところによりますると、法律案の二ページの一行目からでございますが、「同表 鯉沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「本栖」を「本栖及び富士ヶ嶺」に、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「本栖」を「本栖及び富士ヶ嶺」に、この部分だけでございます。この部分だけと申しますのは、お手元にお配りしてございますところの「法律案参考資料」の末尾十九ページに地図がございますが、その地図のうちで、現在「字富士ヶ嶺」と書いた斜線の区

城がございます。この区域が従来鯉沢簡易裁判所に入っておったのを、今度富士吉田簡易裁判所のはうに改めたいという趣旨だけでございます。この区域は、そのやはり同じ資料の十七ページにございますように、交通的に申しますと、現在、鯉沢へ出ますのには二時間半を要し、運賃百八十円を要するわけでありますが、今度変えまします富士吉田市へ出ます場合には、一時間二十分の所要時間で運賃百十円ということ、地元の方々には便利になるという意味におきましてこういうこと

を希望されておりますし、地元関係及び甲府関係の各庁、弁護士会等もそれを希望しておりますので、これに変更するというところでございまして、これ一カ所でございます。

○稲葉誠一君　ちよつと関連して。いまの下級裁判所というものは、あれで

の七十六條第一項に「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」これでございます。

○稻葉誠一君　下級裁判所というのは、私らが常識的に考えるのは、一番の地方裁判所と簡易裁判所が下級裁判所と言えると思うんですがね。高等裁判所まで下級裁判所とは考えないんですがね。あれはわざわざ高等と書いてあるんだし、ことばがあればですけれども、これはアメリカの考え方ですか。どういう考え方で下級裁判所というのに高等裁判所まで入るんですかね。

上、最高裁判所とは裁判官の任命手続その他非常に違つておりまするししますから、最高裁判所とそれ以外の裁判所と分ける際の名称として下級裁判所ということばを使つたというふうに考えられるわけでございます。

○稲葉誠一君　そうすると、英語で言うとなんと言っているんですか。

○政府委員(津田実君) ちよつと憲法の英訳はわかりませんが、アメリカあたりでは特別の名前がなかったとおつております。あるいはローア・コートも、法律上の名称はないんじゃないか

○稻葉誠一君 一審裁判所と二審裁判

所というふうな分け方があるのは常識的によくわかるのですけれども、高等裁判所まで含めて下級裁判所なんと言うんじや、これは最高裁というものを権威づける、位置づけるためにそうい

省がきめていけるようですね。法務省で説明して法務省で何かこう提案している。裁判所の管轄をきめるのに、最高裁できめて、そうして国会に提案することはできないのですか。どうもそこところがおかしいんじゃないかと思うんですよ。それは法務省設置法にあるといえはあるでしょうけれども、基本的におかしいのですか。

○政府委員(津田実君) これは、憲法

から参りまして法律の提案権は内閣、
 行政府が持つことが相当であるとい
 うことになるわけでございまして、法
 律の提案権そのものは行政府の事務、
 し
 たがいまして、司法権の中において
 法律の提案権を認めるということは三

分立の考え方に反するということから
来ておるものというふうに考えられる

下級裁判所の管轄区域等につきましても、これは国民の利害に直接影響があることで、結局立法そのものは国会で御審議になるわけでありすけれども、その案を用意するのはやはり行政

府が国民の利害を考えて案を用意する

考えられるわけでございます。
○稻葉誠一君 予算の場合は、いわゆる二重予算で、最高裁判所が直接国会に請求する権限があるわけでしょう。それは別に三権分立には反しないん

は最高裁判所あるいは下級裁判所を運営するために必要な経費という意味でありまして、すでに運営ということとは法律によって運営することがきまっておりますわけでございますから、いわば法

律を施行していくための必要経費という意味であるのですが、そのもとの法律をつくる作業に最高裁判所が参画するということは、裁判所自体がみずから運用しやすい法律を立案するという事になって、三権分立の中の司法の比重が大きくなるということが考えられるというふうに思われるわけでありまふ。したがって、そのバランスをとるために最高裁判所には法律の

あると思うのでございます。

○稲葉誠一君　じゃ、最高裁判所の規則で制定し得る範囲というのはどこまであるわけですか。

○政府委員（津田実君）　憲法によりまして、最高裁判所は、訴訟に関する手

律、続、それから弁護士、裁判所の内部規
司法事務の処理に関する事項の規

則を定める権限を有するというところでございます。ですから、これは規則で制定し得る事項であります。しかし、この訴訟手続につきましては、あるいは弁護士に関する規則につきましては、これは法律でも規定できるという

考え方でありまして、現在の民事訴訟法、刑事訴訟法は去勢できぬもの、田

部の手續については最高裁判所が規則で定める。弁護士法につきましても、弁護士法自体は法律で定めておる、しかし外国弁護士に関する規則というものは最高裁判所がつくつておる。

る、まあそういうようなことになっておりまして、そこで規則と法律との役割りの分け方をいたしておるわけでございます。裁判所の内部規律というふうなものにつきましては、これは規則の専管事項であるというふうに考えておるわけでございます。なお、規則そのものは、法律の委任で別の事項でも定められるというのが現在の大体統一した解釈ということになっておるわけでございます。

○稻葉誠一君　そうすると、最高裁の規則でできる場合のいわゆる専断事項と、それから法律と規則どちらでもきめていい共通事項と、こうあるんだというわけですか。その共通事項というのは、何といえますか、好ましい状況としては法律でできるのが好ましいんだ、こういうふうなことになると承つていいんですか。

○政府委員(津田実君)　ただ、訴訟手続あるいは弁護士に関する規則のうちで、国民の権利義務に直接影響のある事項は法律で定めるのが相当だ、その他の事項はルールで規則できめてよろしいという考え方になると思います。

○稻葉誠一君 裁判所の管轄をきめるというの、いわば国民の権利義務にもちろん大きな関係があるんですけれども、最高裁判所できめて、そしてそれをもちろん国会で議決するわけですけども、そういう形ではそうすると三権分立の精神に反するのだということになるんですか。そうすると、あらゆる場合に、内部的というと語弊があるかも知れませんが、当然裁判所が一番ウエートを持つ法律案が、ほとんどといったいいくらしい法務省で承認をしなければ国会へ提案できない

い、こういう結果がいま生まれているわけですね。そうなってくるというのと、現実にはもう最高裁判所というものが、法務省の、俗な言葉で言えば、言うことをきかなければ法律案も通してもらえない、予算案も十分やってももらえないという形ができてくるのじゃないんですか。そこところは非常に基本的な問題で、私は常々の疑問なんですけどね。

国会自体がみずから法律案を作成、発案することもできるわけでございますので、裁判所自体に提案権を認めなくても、その面では何らの不都合はないのではないかとというふうな考え方になるわけでございます。

○政府委員（津田実君） 先ほど申し上げ上

きないだろうと思います。

げましたように、法律提案権というのは、憲法上からいえば行政権だから政府内部でやる、内閣がやる、しかし、その内閣のうちでそれをつかさどっているのは法務省だということになっていくわけでございます。ところが、それじゃ裁判所に法律の提案権を認めるのがどうかという問題はおかねて議論もあつたわけでございまして、こ

○稻葉誠一君 最高裁のルールでそれを拡大して、そして本来国会へかけるべき国民の権利義務に関係することをルールできめちゃうということなら、これはぼくはもう司法権のいわゆる優位性というものを極端に認めたのだ、三権分立の精神に反すると言えるところ、こう思うんですけれども、ただ、法案の提案そのものは、これは国会が

れは三権分立のたてまえからいえば、裁判所が法律提案という一つの行政事務を行なうことになる。しかし、裁判所といえども行政事務を行なっていないといふことではありませぬけれども、もし裁判所が裁判所法あるいは

国権の最高機関として議決するんですから、そこで十分判断ができるのであって、それを一々法務省を通すというか、法務省が内閣というか行政権の一翼としてやるということになれば、そこで司法権というものが見失ふ姿と

手続法というようなものの原案をつくって提案するということになりますれば、これは裁判所に都合のいい、裁判所がやりやすいような手続なり何なりをやるおそれがあるかもしれぬ。そういう意味におきまして、それは裁判所が原案を出すということは認めないほうがよろしいということになるのではないか。もしも内閣が裁判所のために適當でない法律案をつくるというようなかりに不都合なことをやれば、それは国権の最高機関である国会がチェックすべきものであるし、また、

して法務省にいわば——ことばは適切でないかも知れませんが、従属したようになかったころをとらなきや、法案の提案もできなくなつてくるのじゃないですか。幾ら最高裁においてこういう法案が裁判の關係で必要なものだと言つても、法務省が、いやそれは必要ないじゃないか、こう言えば、それで終わりになつちまうのじゃないですか。それじゃおかしいのじゃないですか。それのいい例が今度の少年法の改正の問題なりあるいは借地借家法の改正の問題なりにあらわれているのじゃないで

すか。どうもそこら辺のところは私は疑問なんですがね。これはまたあらためて質問をしたいと思いますが、私もそれ自身も研究課題だと思うんですがね。

きょうは私の質問じゃありませんか

員法の一部を改正する法律案についてちよつとお聞きしますが、これは判事五名、判事補五名、簡易裁判所判事五名ですか、それぞれ増員することに法案がなっておるわけですが、それは、定員をふやせば、なんですか、実際に

○後藤義隆君 裁判所の管轄の変更は地方住民の意思を考慮する必要があると思うのですが、ことに本件の場合

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)
ただいま後藤委員からお尋ねのごさ
すかどうか、現在の状態で。

に、地方住民はこれに対して反対の意思はないのかどうか。また、地方住民の意思を聞く場合に、具体的にはどんな方法で聞いておるわけなんですか。

○政府委員（津田実君） これは具体的にはいろいろのケースによって違いますが、大体におきましては、地方住民の方々の意見を聞く——もう全部聞いております。その間方は、直接法務省から係官を派遣をいたしまして市町村

いました点でございますが、裁判所といたしましては、実はできるならば裁判官はもっと多数にでも増員をしていただいて、そうして裁判の迅速適正な処理に当たりたいと考えておるわけでございますが、御承知のとおり、なかなか裁判官の給源というものが十分にございませぬために、いつも若干の欠員を抱えざるを得ないというような状況になっておるわけでございます。

役場等につきまして聞くというようなこともございますし、あるいは、出先機関——大体において検察庁を使う場合が多いのですが、検察庁によつて調査するという場合もあります。あるいは、直接出張して調査をするというよ

ただ、ただいまお尋ねのごいしました判事五名、判事補五名、簡易裁判所判事五名という関係におきましては、現在の欠員を合わせしても大体四、五月ごろには充員できるであろう、かような見通しを持っておるわけでございます。

うなことが大体で、そのほかに、弁護士会でありますとか、関係警察とか、あるいは府県当局、そういうもの、意見を聞くということが通常のやり方でございます。

なお、特に地元住民の意見が割れておるとかいうような問題につきましては、さらに慎重に考えるわけでございますが、まあそういう場合はほとんど変更をしない場合が多い、まあ変更提案をいたさないようにしておる場合が多いわけでございます。

○後藤善隆君 それから裁判所職員定

います。

○後藤藤義隆君 それについて、司法試験によって採るのに、もうちよっと数を多くしたらどうですか。現在非常に競争が激しいようですが、もうちよっと及第者を多く出すようなことを考慮してはどうですか。

○政府委員(津田実君) 現在の司法試験のたてまえから参りますと、司法試験管理委員会が司法試験を管理するわけでございますが、司法試験の及落決定につきましては審査委員会がその権限を持っておるわけでございます。

審査委員会によりまして、つまりいまの司法修習生として適当な学力を持っているかどうかという点を試験して当否をきめるということになっておるわけでありまして。したがって、一応の理屈としては、それ以外の人はその基準に達してはいないということになるわけでございます。まあしかし、実際問題としていろいろな諸般の事情を考慮して審査委員が定めておられますので、逐次合格者の数は増加いたしておるわけでございます。たとえば昭和三十六年は三百八十人程度であったのが、三十七年は四百五十九人になり、三十八年は四百九十六人、ほぼ五百人になっておるわけでありまして。本年はまあどういふふうになりましかわかりませんが、大体そういうふうには逐次増加いたしておるのではありませんけれども、これを本質的にもう少しそういう面を考えるとすれば、やはり司法試験制度というものである程度改善を加えなきゃならぬのじゃないかというふうに考えておられますが、現在におきましては逐次増加していくという趨勢にはなっておるわけでございます。

○後藤藤雄君 それから裁判官以外の裁判所職員の問題でございますが、これは、なんですか、採用するのにどういふふうな基準によつて採用するんですか。試験なんかそういうふうなことはやっておるわけですか。また、これを充足することはあまり困難でないでしょうが、どうですか。定員法を改正すればそれでどうですか。充足ができませんか、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判所の職員は一般職職員の中で裁判所書記官とかあるいは家庭裁判所調査官というふうなものにつきましては、これは非常に厳格な資格要件もございまして、裁判所書記官につきましては、裁判所書記官研修をいたしました者から任命をいたしますのが原則でございますが、まあ例外的に昇任試験というふうな方法で任用している場合もあるわけでございます。また、家庭裁判所調査官につきましても、家庭裁判所調査官研修の業を終えました者から任命するのが原則でございます。しかし、その他に学歴その他で特に任用する場合もあるわけでございます。

その他の一般の職員につきましては、一般の公務員と同様な関係になっておるわけでございますが、これらの職員の充員につきましては、裁判官の場合には違ひまして、一般的に申し上げますと、はるかに容易でございます。裁判所書記官、家庭裁判所調査官はやはり別でございますが、その他のものはやがて十分の充員の見込みがあるわけでございます。それから裁判所書記官、家庭裁判所調査官につきましても、この法律案で定めていたようにおきます程度に充員は、書記官研修所あるいは調査官研修所の卒業生で充員できる見通しでございます。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとお尋ねしておきたいんですが、裁判所によつて非常に事務の複雑さなどというところ、たとえば和歌山県の田辺のようなどころは一月に一、二件しか事件がないというふうなところも聞いているんですが、そういう閑散なところの裁判所の判事を遊撃的な移動裁判官というふうなものにして、非常に複雑多岐にわたる多忙をきわめる裁判所に移動させて、そして職員の足りないところを補充して裁判を敏活ならしむというふうな方途は講ぜられないものでしょうか。一ぺん津田さんに伺いたいと思つていたんですが、その点はどうか。忙しいところは非常に忙しいし、六大都市のようなところは特に忙しいのですが、いなかの簡易裁判所なんかほとんど事件のないようなところもあるように承つておるのですが、どうでしょうか、その点は。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この問題は、最高裁判所の司法行政の問題でございますので、私どものほうからお答えさせていただきます。思いますが、裁判官の定員というものが何とないままでも限られておりますが、また、この、充員というものがなかなかむずかしい状況でございます。そういう関係で、定員の伸びというものにもいまだ限界がございます。結局、現在の定員なり実員をもつて裁判事務を処理していかねばならないと、かような状況になっておるわけでございます。私どものほうにいたしましては、裁判官を全国にどういふふうに配置するかということが一番むずかしい、また、大事な問題であると考えておるわけでございます。

で従来から定員の配置は大体二年ないし三年ぐらゐごとに新受件数を見まして、新受件数の多くなりましてところへ裁判官を増員すると、かような方法をとつてまいつたわけでございますが、三、四年前にいわゆる実態調査というものをいたしました、それで各職員——裁判官を含めましてこれの実際の事務量というものを検討いたしましたわけでございます。そういうふうな資料にも基づきまして現在配置をきめておるわけでございますが、いま委員長からお話しございましたように大都會にはできる限り多くの裁判官を置くという問題につきましても、最近の定員の配置の改正におきましても、東京や大阪には相当な増員をいたしたわけでございます。

それから簡易裁判所なりあるいは乙号支部等の小さなところの裁判官をどうするかという問題でございますが、これは実は事務量で申しますと、裁判官の一人当たりの割合にも当たらないという簡易裁判所もいではないわけでございます。そういうところへ一人置きまして、九割分の仕事量はむしろなる、こういう貴重な裁判官のいわゆるエネルギーをむだにしないようにということに常々考えるわけでございます。したがって、しかしながら、これまたたとえば北海道の僻地のような場合でございますと、そこに裁判官を一人置きまして、そこには、ほかから参りますとかえつて交通その他でエネルギーのロスを生ずるといふこともあるわけでございます。そこで、まあできる限り事務量の小さいところは二つの庁に一人の簡易裁判所の裁判官を置く、かけ持ちでやつてもらふというふうなこともやっております。場合によつては三つの庁にかけ持ちでやつてもらふというふうなこともやっております。それからまた、支部等につきましても、支部に必要な人員を本庁のほうに置きまして、本庁からいわゆる巡回裁判的に参るという方法もとつておるわけでございます。それからこれは常時行なうことではございませんが、先年一度行ないましたのは、東京に非常に未済事件が多まりました際に、ほかの比較的手のすいておる裁判所の裁判官から暫定的に東京に応援に来てもらったという方法もとつたわけでございます。

委員長からお話のありましたとえば最高裁判所にある程度のブールの人員を持って、それを常時各地に派遣するということも、確かに一つの方法と考えられるわけでございますが、また実はそこまでのいわば余裕がないということでありまして、ともかく何とかしてそれぞれの土地の事件を早くやつていただくという意味で一応各現地に置いていただくという、そうしてまあできる限りその間のやりくりで迅速にやるようにしていただく、こういうふうな方法をとつておるわけでございます。

○委員長(中山福蔵君) ほかに御質疑はございませんか。——それでは本件に対する質疑は一応この程度といたしまして、本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時二十分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(第九七二号)(第九八四号)(第一〇一七号)(第一〇七六号)

第九七一号 昭和三十九年二月二十八日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願者 岡山市原尾島六四〇

服部勇

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第九八四号 昭和三十九年二月二十八日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 京都市北区小山中蔭町一六 酒井忠邦外二十名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第一〇一七号 昭和三十九年二月二十九日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 熊本県山鹿市大字小坂一、五〇四 浦本三子夫外十名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第一〇七六号 昭和三十九年三月四日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡浜崎玉島町大字浜崎二、一四〇 渡辺信吉外七名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

三月十六日日本委員会に左の案件を付託

された。

一、民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目録中「第五編 督促手続」を「第五編 督促手続」に改める。

「書記」及び「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 手形又は小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求ヲ目的トスル訴ハ手形又ハ小切手ノ支払地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

第二十一条中「第五条又ハ第七条乃至」を削る。

第二十七条中「第七条を削る。

第五十条第二項に後段として次のように加える。

第四百五十二条(第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル異議ノ取下又ハ取下ノ同意亦同シ

第八十一条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四百五十二条(第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル異議ノ取下又ハ取下ノ同意

第四百九十六条第三項中「前二項」を

「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ関スル判決ニ付テハ裁判所ハ職権ヲ以テ担保ヲ供セズシテ仮執行ヲ為スコトヲ得ベキコトヲ宣言スルコトヲ要ス

但シ裁判所相当ト認ムルトキハ仮執行ヲ担保ノ提供ニ要ラシムルコトヲ得

第九百九十六条の次に次の一条を加える。

第九百九十六条ノ二 仮執行ノ宣言ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ又ハ職権ヲ以テ仮執行ノ宣言ヲ為スベキ場合ニ於テ之ヲ為サザリシトキハ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ補充ノ決定ヲ為ス前条第三項ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ亦同シ

第九百九十四条第二項ノ規定ハ前項ノ決定ニ之ヲ準用ス

第九百九十七条中「前条」を「第九百九十六条」に改める。

第四百三十一条の次に次の一項を加える。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル請求ニ関スル督促手続ハ前項ノ簡易裁判所又ハ手形若ハ小切手ノ支払地ノ簡易裁判所ノ專屬管轄トス

第四百四十三条の次に次の編名を加える。

第五編ノ二 手形訴訟及小切手訴訟ニ関スル特別

第四百四十四条から第四百九十六条までを次のように改める。

第四百四十四条 手形ニ因ル金銭ノ

支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ヲ目的トスル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得

手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ訴状ニ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第四百四十五条 手形訴訟ニ於テハ反訴ハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四百四十六条 手形訴訟ニ於テハ証拠調べハ書証ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

文書ノ提出ノ命令又ハ送付ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ対照ノ用ニ供スベキ筆跡又ハ印影ヲ具フル物件ニ付亦同シ

文書ノ真否又ハ手形ノ呈示ニ関スル事実ニ付テハ申立ニ因リ当事者本人又ハ訴訟ニ於テ当事者ヲ代表スル法定代理人ヲ訊問スルコトヲ得

証拠調べノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ第二百六十二条ノ規定ニ依リ調査ノ嘱託亦同シ

前各項ノ規定ハ裁判所ガ職権ヲ以テ調査スベキ事項ニハ之ヲ適用セズ

第四百四十七条 原告ハ口頭弁論ノ終結ニ至ル迄被告ノ承諾ヲ要セズシテ訴訟ヲ通常ノ手続ニ移行セシムル旨ノ申述ヲ為スコトヲ得

訴訟ハ前項ノ申述アリタル時ニ於テ通常ノ手続ニ移行スルモノトシ裁判所ハ直ニ其ノ旨を記載シタル書面ヲ被告ニ送達スルコトヲ要ス但シ其ノ申述ガ被告ノ出頭シタル期日ニ於テ口頭ヲ以テ為サレタルモノナルトキハ其ノ送達ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

訴訟ガ通常ノ手続ニ移行シタルトキハ手形訴訟ノ為既ニ指定シタル期日ハ通常ノ手続ノ為ニ之ヲ指定シタルモノト看做ス

第四百四十八条 裁判所ハ被告ガ口頭弁論ニ於テ原告ノ主張シタル事実ヲ争ハズ其ノ他何ラノ防禦ノ方法ヲモ提出セザル場合ニ於テハ前条第二項ノ書面ノ送達前ト雖口頭弁論ヲ終結スルコトヲ得

第四百四十九条 請求ノ全部又ハ一部ガ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ為スコトヲ得ザルモノナルトキハ裁判所ハ口頭弁論ヲ経ズシテ判決ヲ以テ訴ノ全部又ハ一部ヲ却下スルコトヲ得

原告ガ前項ノ判決ノ送達アリタル日より二週間内ニ同項ノ請求ニ付通常ノ手続ニ依リ訴ヲ提起シタルトキハ第二百三十五条ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ訴ノ提起ハ前ノ訴ノ提起ノ時ニ於テ之ヲ為シタルモノト看做ス

第四百五十条 手形訴訟ノ終局判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ但シ前条第一項ノ判決ヲ除クノ外訴ヲ却下シタル判決ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第四百五十一条 手形訴訟ノ終局判決ニ対シテハ訴ヲ却下シタル判決ヲ除クノ外判決ノ送達アリタル日より二週間内ニ其ノ判決ヲ為シタル裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ其ノ期間前申立タル異議ノ効力ヲ妨ゲズ

前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス第四百五十二条 異議ハ通常ノ手続ニ依リ第一審ノ終局判決アル迄之ヲ取下グルコトヲ得

ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ異議ノ申立

トスル訴ニ付テハ小切手訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得

第四百四十四條第二項及第四百四十五條乃至前條ノ規定ハ小切手訴訟ニ關シテ之ヲ準用ス

第四百六十四條乃至第四百九十六條ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十八條第一項中「提起」の下に「又ハ第四百五十一條（第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ異議ノ申立」を加え、同條第二項中「確定ハ」の下に「前項ノ期間内ニ」を加え、「其ノ期間内ニ提起スル」を「提起シ又ハ同項ノ異議ヲ申立スル」に改める。

第五百十二條の次に次の一條を加える。

第五百十二條ノ二 手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及ビ之ニ附帶スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ對シ控訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ原判決ノ取消又ハ變更ノ原因トナルベキ事情ニ付キ疎明アリタルトキニ限り裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ若クハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百條第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ對シ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ

對シ異議ヲ申立テタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得

第五百三十一條第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第六百七條中「第九十六條第二項」を「第九十六條第三項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てられた事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟用印紙法の一部改正）

3 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第四条ノ二の次に次の一條を加える。

第四条ノ三 民事訴訟法第四百四十九條第二項（同法第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ訴ノ訴状ニ付テハ前ノ訴ノ訴状ニ貼用シタル印紙ト同額ノ印紙ハ之ヲ貼用シタルモノト看做ス

第六條ノ三第二號を次のように改める。

二 民事訴訟法第四百五十一條（同法第四百六十三條第二項

ニ於テハ手形訴訟ノ判決ヲ取消スコトヲ要ス

第四百五十八條 異議ヲ却下シ又ハ手形訴訟ニ於テ為シタル訴訟費用ノ裁判ヲ認可スル場合ニ於テハ裁判所ハ異議ノ申立アリタル後ノ訴訟費用ニ付裁判ヲ為スコトヲ要ス

第四百九十五條第三項ノ規定ハ手形訴訟ノ判決ニ對シ適法ナル異議アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百五十九條 判決ニ事實及理由ヲ記載スルニハ手形訴訟ノ判決ヲ引用スルコトヲ得

第四百六十條 異議ヲ却下シタル第一審判決ヲ取消ス場合ニ於テハ控訴裁判所ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要ス

異議ノ取下ハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二百三十六條第三項乃至第六項、第二百三十七條第一項及第二百三十八條ノ規定ハ異議ノ取下ニ之ヲ準用ス

第四百五十三條 異議ヲ申立ツル權利ハ其ノ申立前ニ限り之ヲ拋棄スルコトヲ得

異議申立權ノ拋棄ハ裁判所ニ對スル申述ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

異議申立權拋棄ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

第四百五十四條 異議ノ申立ハ書面ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

準備書面ニ關スル規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第一項ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

第四百五十五條 不適法ナル異議ニシテ其ノ欠缺ガ補正スルコト能ハザルモノナル場合ニ於テハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第四百五十六條 適法ナル異議アリタルトキハ訴訟ハ口頭弁論終結前ノ程度ニ復スルモノトシ其ノ審理及裁判ハ通常ノ手續ニ依リテ之ヲ為ス

第四百五十七條 前條ノ規定ニ依リテ為スベキ判決ガ手形訴訟ノ判決ト符合スルトキハ裁判所ハ手形訴訟ノ判決ヲ認可スルコトヲ要ス但シ手形訴訟ノ判決ノ手續ガ法律ニ違背シタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ手形訴訟ノ判決ヲ認可スル場合ヲ除クノ外新判決

ニ於テハ手形訴訟ノ判決ヲ取消スコトヲ要ス

第四百五十八條 異議ヲ却下シ又ハ手形訴訟ニ於テ為シタル訴訟費用ノ裁判ヲ認可スル場合ニ於テハ裁判所ハ異議ノ申立アリタル後ノ訴訟費用ニ付裁判ヲ為スコトヲ要ス

ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ異議ノ申立

昭和三十九年三月二十四日印刷

昭和三十九年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局